《令和3年度 安全就業基本方針》

- ①事故ゼロを目指した対策の徹底と指差し確認の励行
- ②安全・適正就業基準要綱及び作業別安全基準の周知徹底
- ③安全就業パトロール指導の実施
- ④損害賠償責任保険事故の防止
- ⑤就業途上の交通事故防止
- ⑥シルバー会員の健康診断の受診奨励
- ⑦転倒・転落事故防止の徹底のための取り組み強化
- ⑧ガソリン携行缶使用の徹底

(ペットボトル等への小分け厳禁)

令和2年度事故発生状況

昨年度は傷害事故が3件、草刈り作業中の賠償事故が2件発生しました。

【傷害】

日時	性別等	事故の状況	保険金額
6/15 (月) 13:15	女 64 歳	車から現場に行く際、道路との段差につまづいて、左足関節外果裂離骨折した。また、作業中、窓を開けるため前のサボテンの棘が刺さり、 皮膚に炎症を起こした。	通院17日 34,000円
8/4 (火) 08:25	男 78 歳	松の木を剪定しようと三脚脚立の5段目(約1.5m)まで登ったところ、バランスを崩して 転落し、左側肋骨1本を骨折した。	通院8日 16,000円
10/6 (火) 11:30	男 71 歳	街区公園の草刈り作業中に、地面から突き出 ていた鉄筋に刈り刃(チップソー)が接触し、 チップが飛散。作業者本人のアゴに突き刺さる。	通院2日 4,000円

【賠責】免責金額10,000円

日時	性別等	事故の状況	保険金額
9/9 (水) 11:00	男 72 歳	敷地内草刈り作業中、住宅のコンクリート 基礎部分に刈り刃をこすり付けてしまい、外 周延長32.5mにわたり傷付けた。	17,405円
9/17 (木) 11:00	男 74 歳	草刈り作業中に、小石を飛散させて隣接する住宅の窓ガラスを破損させた。	7,600円



NO. 4 令和3年5月

おおりますお出れるお出れるお出れるおれる<l>おれるおれるおれるおれるおれるおれる<





令和3年度 安全スローガン 「**いつまでも 働く喜び 無事故から**」

「安全・適正就業基準要綱」を改正しました

【改正内容】

安全パトロールにおいて口頭注意を受けても是正されない会員や安全・適正就業基準 を遵守せず就業している会員に対して、理事長の同意を得て、就業を停止させるができ るようになりました。

停止期間は1カ月未満~最長3カ月以上となります。

能代市シルバー人材センター「安全・適正就業基準要綱」(抜粋)

(就業の停止又は中止)

- 第5条 就業会員が次の各号に該当すると認められた場合は、理事長の同意を得て、その業務への就業を停止又は中止させることができる。
 - この場合、理事長は速やかに安全推進委員会に報告するものとする。
 - (1) 契約上の仕様又は作業上の順守事項を守らず、就業に支障を来たすと認められる。
 - (2) 就業態度に誠実さがなく、就業時間を守らないことが多いと認められる。
 - (3) 健康に不安があり、就業に支障があると認められる。
 - (4) その他当該就業上の適正を欠き、センターの信用を損なう恐れがあると 認められる行為があったとき。

刈払機の事故防止について

災害事例1

(急勾配の斜面を転落し、足を切断した)



災害事例2

(同僚の作業箇所に近づいた際、刈払機が伐根に 当たってキックバックし、刈刃が跳ね返って足を切



災害事例3

(草の陰にあった小石に刈刃が当たり、刈払機の 飛ばした小石が目を直撃した)



回転する手持ちの刃物はキックバックしうる。

(刈払機、チェーンソー、エンジンカッター、携帯用丸のこ盤)

・回転歯が、固いものにぶつかったり、切断物 に挟まったりした瞬間、当該材等に機械の刃自体が、回転方向と逆方向に跳ね返される。

回転する固定式の刃物は、材を飛ばす。

(固定式丸のこ盤、カンナ盤、ギャングリッパー等)

・回転歯が、加工材を挟んだり、節に反発した場合は、材自体を高速で跳ね返す。)

「安全はすべてに優先する」の基本理念のもと、安全就業に努めましょう!